

写

5 消安第 4053 号
令和 5 年 11 月 13 日

都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針
（獣医療広告ガイドライン）の全部改正について

令和 5 年 10 月 13 日付けで、「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年農林水産省令第 52 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

これに伴い、別添のとおり「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）（平成 26 年 11 月 25 日付け 26 消安第 4083 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「指針」という。）の全部を改正しますので、指針に沿った監視指導体制整備、違反事例の取締り等をお願いします。

なお、指針の施行は改正省令が施行される令和 6 年 4 月 1 日からとなりますので、それまでに、貴管下の診療施設の開設者及び管理者、関係団体等に周知するのに加え、指針の十分な理解が図られるよう、特段のご配慮をお願いします。

(別記)

北海道知事 殿
青森県知事 殿
岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
秋田県知事 殿
山形県知事 殿
福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
群馬県知事 殿
埼玉県知事 殿
千葉県知事 殿
東京都知事 殿
神奈川県知事 殿
新潟県知事 殿
富山県知事 殿
石川県知事 殿
福井県知事 殿
山梨県知事 殿
長野県知事 殿
岐阜県知事 殿
静岡県知事 殿
愛知県知事 殿
三重県知事 殿
滋賀県知事 殿
京都府知事 殿
大阪府知事 殿
兵庫県知事 殿
奈良県知事 殿
和歌山県知事 殿
鳥取県知事 殿
島根県知事 殿
岡山県知事 殿
広島県知事 殿
山口県知事 殿
徳島県知事 殿
香川県知事 殿
愛媛県知事 殿
高知県知事 殿
福岡県知事 殿
佐賀県知事 殿
長崎県知事 殿
熊本県知事 殿

大分県知事 殿
宮崎県知事 殿
鹿児島県知事 殿
沖縄県知事 殿

獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針
(獣医療広告ガイドライン)

目次

第1 獣医療に関する広告制限の趣旨	- 1 -
1 基本的な考え方	- 1 -
(1) 広告を行う者の責務	- 1 -
(2) 広告可能事項の基本的な考え方	- 2 -
(3) 禁止される広告の基本的な考え方	- 2 -
2 他の法律における規制との関係	- 2 -
第2 広告制限の対象範囲	- 3 -
1 広告の定義	- 3 -
2 実質的に広告と判断されるもの	- 3 -
3 暗示的又は間接的な表現の取扱い	- 3 -
4 広告に該当しうる媒体の具体例	- 4 -
5 通常、広告には該当しないものの具体例	- 4 -
(1) 論文、学会発表等	- 4 -
(2) 新聞、雑誌等の記事	- 4 -
(3) 体験談、手記等	- 4 -
(4) 診療施設内掲示、診療施設内で配布するパンフレット等	- 4 -
(5) 飼育者等からの申出に応じて送付するパンフレット等	- 5 -
(6) 診療施設の職員募集に関する広告	- 5 -
(7) 診療施設等ウェブサイト	- 5 -
(8) 獣医師等が個人で開設するブログ、SNS 等	- 5 -
(9) 行政機関の公報又はポスター	- 5 -
6 広告制限の対象者	- 5 -
第3 広告可能な事項について	- 6 -
1 広告を行う者の責務（省令第 24 条第 3 項関係）	- 6 -
2 広告可能な事項の具体的な内容	- 6 -
(1) 獣医師又は診療施設の専門科名（法第 17 条第 1 項第 1 号関係）	- 6 -
(2) 獣医師の学位又は称号（法第 17 条第 1 項第 2 号関係）	- 7 -
(3) 獣医師免許を受けていること及び診療施設を開設していること（省令第 24 条第 1 項第 1 号）	- 7 -

(4) 獣医師の専門性に関する認定を受けたこと（省令第 24 条第 1 項第 2 号関係）	- 8 -
(5) 高度獣医療を含む診療内容に関すること（省令第 24 条第 1 項第 3 号関係）	- 8 -
(6) 医療機器を所有していること（省令第 24 条第 1 項第 4 号関係）	- 10 -
(7) 牛の体内受精卵移植用に供する受精卵の採取（省令第 24 条第 1 項第 5 号関係）	- 11 -
(8) 犬又は猫の避妊去勢手術を行うこと（省令第 24 条第 1 項第 6 号関係）	- 11 -
(9) 予防注射を行うこと（省令第 24 条第 1 項第 7 号関係）	- 12 -
(10) 寄生虫病の予防措置を行うこと（省令第 24 条第 1 項第 8 号関係）	- 13 -
(11) 飼育動物の健康診断を行うこと（省令第 24 条第 1 項第 9 号関係）	- 14 -
(12) マイクロチップの装着を行うこと（省令第 24 条第 1 項第 10 号関係）	- 15 -
(13) 獣医師の役職及び略歴（省令第 24 条第 1 項第 11 号関係）	- 16 -
(14) 家畜防疫員であること（省令第 24 条第 1 項第 12 号関係）	- 17 -
(15) 県家畜産物衛生指導協会等が行う自衛防疫事業の指定獣医師であること（省令第 24 条第 1 項第 13 号関係）	- 17 -
(16) 獣医療に関する一般社団法人又は一般財団法人の会員であること（省令第 24 条第 1 項第 14 号関係）	- 17 -
(17) 農林水産大臣の指定する診療施設であること（省令第 24 条第 1 項第 15 号関係）	- 17 -
(18) 愛玩動物看護師が勤務していること（省令第 24 条第 1 項第 16 号関係）	- 18 -
(19) 農業共済組合等の嘱託獣医師又は指定獣医師であること（省令第 24 条第 1 項第 17 号関係）	- 18 -
3 技能、療法又は経歴に関する内容に該当しない事項	- 18 -
第4 禁止の対象となる広告について	- 19 -
1 禁止の対象となる広告の内容	- 19 -
(1) 法に基づく禁止事項	- 19 -
(2) 省令に基づく禁止事項	- 19 -
(3) 他法令又は他法令に関する広告ガイドラインで禁止される内容の広告	- 21 -
2 診療に係る説明の併記義務	- 22 -
(1) 問合せ先等の飼育者等にとって必要な情報（省令第 24 条第 2 項第 1 号ハ関係）	- 22 -
(2) 診療に係る必要な情報（省令第 24 条第 2 項第 2 号及び 3 号関係）	- 23 -
第5 診療施設等ウェブサイトでの情報発信について	- 24 -

1 基本的な考え方	- 24 -
2 診療施設等ウェブサイトに記載すべき事項	- 24 -
第6 相談・指導等の方法について	- 25 -
1 相談等窓口の明確化	- 25 -
(1) 相談等窓口の設置	- 25 -
2 関係団体、消費者行政機関等との連携	- 25 -
(1) 関係団体との連携	- 25 -
(2) 消費者行政機関との連携	- 26 -
3 景品表示法等の他法令への対応	- 26 -
(1) 景品表示法	- 26 -
(2) 医薬品医療機器等法	- 26 -
4 広告指導の体制及び手順	- 27 -
(1) 都道府県の対応	- 27 -
(2) 農林水産省の対応	- 29 -
5 診療施設等ウェブサイトで本指針に従っていない可能性のある事例への対応	- 30 -
(1) 行政指導等	- 30 -
(2) 情報の共有	- 30 -
(別添1) 獣医療に関する違反広告者の氏名等の公表に関する指針	- 31 -
(別添2) 獣医療に関する違反広告者に対する行政処分に関する指針	- 32 -
別記様式1 獣医療法第17条の違反が疑われる事案について（照会）	- 35 -
別記様式2 獣医療法第17条の違反が疑われる事案について（報告）	- 36 -
(参考) 獣医療に関する広告で可能な事項、不可能な事項一覧	- 37 -

第1 獣医療に関する広告制限の趣旨

1 基本的な考え方

獣医療に関する広告（以下「広告」という。）については、獣医療の受け手である十分な専門的知識を有しない愛玩動物の飼育者、家畜の所有者、関係事業者等（以下「飼育者等」という。）の利用者保護の観点から、次のような考え方にに基づき、獣医療法（平成4年法律第46号。以下「法」という。）及び獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号。以下「省令」という。）により限定的に認められた事項以外は、原則として広告が禁止されている。

- ① 広告の制限は、誇大な広告等を行ったことにより、飼育者等を惑わし、あるいは不測の被害を受けることを防止するためであること。
- ② 広告は、誘引性（飼育者等を誘引する意図があること）、特定性（獣医師の氏名等が特定可能であること）及び認知性（一般人が認知できる状態であること）の全てに該当すると飼育者等が認識できるものであり、ウェブサイト上の情報であっても誘引性、特定性及び認知性の全てを満たすものであれば広告制限の対象となり得ること。

こうした基本的な考え方の下、飼育者等に正確な情報が提供され、その選択を支援する観点から、正確で適切な情報提供の努力義務を課したうえで、客観性や正確性を確保し得る場合には、獣医師の専門性、獣医療サービス等については、広告が可能な事項として認められているところである。

また、診療施設等が開設しているホームページ等（以下「診療施設等ウェブサイト」という。）での情報発信については、原則として、現時点では広告に該当せず、法第17条による制限の対象とはならないが、獣医療の安全対策の一環として、飼育者等への正確な情報発信を図るため、本指針に沿って一定の管理が図られることとしたものである。

（1） 広告を行う者の責務

獣医師又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴に関する事項の広告を行う者は、その責務として、飼育者等が広告内容を適切に理解し、飼育動物の診療の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達を行わなければならない。当然にして、その広告は飼育者等を惑わし、あるいは飼育者等を不測の事態に陥らせるような内容であってはならない。

なお、広告とみなされないものについても、適切な獣医療を提供する観点から、当事者の責任により飼育者等に正確な情報の伝達を行うことは、社会通念上、当

然の責務である。

(2) 広告可能事項の基本的な考え方

法第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに省令第 24 条第 1 項により、広告可能な事項に限られる。また、広告可能な事項は、飼育者等の診療選択等に資する情報であることを前提とし、客観的な評価が可能であり、かつ事後の検証が可能な内容に限られるものである。

(3) 禁止される広告の基本的な考え方

法第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに省令第 24 条第 1 項により、広告として広告可能な事項以外は広告することは禁止されている。

また、比較広告、誇大広告及び飼育者等にとって必要な説明の併記がない広告については、飼育者等に著しく事実と相違する情報を提供すること等により適切な獣医療サービスを受ける機会を喪失し、飼育者等や飼育動物を不適切な事態に陥らせるおそれの大きいことから、省令第 24 条第 2 項第 1 号から第 3 号の規定により広告制限の特例の適用範囲から除外されている。

さらに、獣医師道に対する重大な背反行為、獣医事に関する不正の行為、獣医師としての品位や道徳を損ねる可能性のある内容の広告等、広告としてふさわしくないものについても、厳に慎むべきである。

2 他の法律における規制との関係

法に基づく制限のほか、広告制限については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）等に基づくものがあり、これら他法令に違反する広告は、当該法令に基づく指導、処分等の対象となり得るものである。

また、広告制限の対象としていない診療施設等ウェブサイトでの情報発信についても、これら他法令の規定に違反する場合には、当該法令などにより指導、処分等の対象となり得ることに十分に留意しなければならない。

なお、これらの他法令に関する規定は、重疊的に適用され得るものであるため、他法令に違反するとの理由や他法令に基づく処分を受けるとの理由で、法の規定に違反したことが免責されることではない。

第2 広告制限の対象範囲

1 広告の定義

広告とは、随時に又は継続してある事項を広く知らしめることであり、次の①から③までの全ての要件に該当すると飼育者等が認識できる場合には、広告制限の適用を受ける広告に該当すると解される。

- ① 誘引性：飼育者等を誘引する意図があること
- ② 特定性：獣医師の氏名又は診療施設の名称が特定可能であること
- ③ 認知性：一般人が認知できる状態にあること

2 実質的に広告と判断されるもの

例えば、「これは広告ではありません。」、「これは取材に基づく記事であり、飼育者等を誘引するものではありません。」といったように、広告制限の対象となることを避ける意図をもって表現を行う者があることが予想される。

しかしながら、診療施設の名称が記載されている、診療施設の名称がなくとも住所や電話番号等から診療施設が特定可能であるなど、実質的に1の①から③までの全ての要件を満たす場合には、こうした表現が広告に該当するものと解される。

また、新しい治療法等に関する書籍等に「当該治療法に関するお問合せは、〇〇研究会へ」等と掲載され、当該書籍等において直接には診療施設が特定されず、「当該書籍は純然たる出版物であって広告ではない」等として、広告の制限の対象となることを回避しようとする場合もある。

この場合、連絡先が記載されている「〇〇研究会」に問い合わせると特定の診療施設（診療施設が複数である場合を含む。）のあっせん等を行っていることが認められ、当該診療施設が別の個人や団体を介在させることにより広告制限の対象となることを回避しようとしていると認められる場合がある。これは、いわゆるタイアップ本やバイブル本と呼ばれる書籍や記事風広告と呼ばれるものとして、実質的には、1の①から③までに掲げる要件の全てに該当し、広告として取り扱うことが適当な場合があるので十分な注意が必要である。

3 暗示的又は間接的な表現の取扱い

広告については、直接的に表現しているものだけではなく、関連する情報物を全体でみた場合に、暗示的又は間接的に広告であると一般人が認識し得るものも含まれる。

例えばキャッチフレーズによる表示、写真・イラストによるもの、新聞・雑誌の記事の引用、伏せ字、暗示的表現等であっても1の①から③までに掲げる全ての要件に該当する場合は、広告に該当すると解される。また、広告事項や虚偽・誇大広告等に該当することがないよう十分な注意が必要である。

4 広告に該当しうる媒体の具体例

その情報の伝達方法・媒体等から見て、通常、1の①から③までに掲げる全ての要件を満たし、広告に該当しうると考えられるものとして、新聞・雑誌広告、広告看板・ポスター（プラカード、建物、電車、自動車等に記載されたものを含む。）、チラシ・パンフレット、テレビ・ラジオのコマーシャル、ダイレクトメール、ウェブサイト（インターネット上のバナー広告、検索エンジンでのリスティング広告、バナー広告等にリンクしている診療施設等ウェブサイトなど）、動画共有サイト、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）等が挙げられる。

5 通常、広告には該当しないものの具体例

（1）論文、学会発表等

学会・専門誌等で発表される論文、学会発表、ポスターセッション、講演会等は、「誘引性」を通常有しないため、原則として広告に該当しない。

（2）新聞、雑誌等の記事

新聞、雑誌等の記事は、「誘引性」を通常有しないため、原則として広告に該当しない。

ただし、飼育者等の関心を引き付ける目的で掲載される、いわゆる記事風広告については、「誘引性」を有するものと解される。

（3）体験談、手記等

飼育者等の体験に基づきいわゆる口コミ等の伝聞により評判を広める場合には、個人が特定の診療施設を推薦したにすぎず、「誘引性」を有さないため、原則として広告に該当しない。

ただし、当該診療施設が自ら個人の体験談、手記等を利用し、パンフレット等に掲載した場合は、「誘引性」を有するものとして扱うことが適当である。

（4）診療施設内掲示、診療施設内で配布するパンフレット等

診療施設内掲示、診療施設内で配布するパンフレット等は、一般的にその情報の受け手が、受診動物の飼育者等に限定され、「誘引性」及び「認知性」を通常は有しないため、原則として広告に該当しない。

(5) 飼育者等からの申出に応じて送付するパンフレット等

飼育者等からの申出に応じて送付するパンフレット、チラシ、ダイレクトメール、SNS 情報等は、通常「認知性」を有するものではなく、診療施設に関する情報、当該診療施設での治療法等に関する情報を入手しようと希望する特定の者に向けた情報提供と解されるため、原則として広告に該当しない。

ただし、希望していない者に送付されるパンフレット等については、「認知性」を有するものと解される。

(6) 診療施設の職員募集に関する広告

診療施設の職員の採用を目的としたいわゆる求人広告は、診療施設の名称や連絡先等が記載されているが、飼育者等を誘引するものではないことから、「誘引性」を有しない。このため、原則として広告に該当しない。

(7) 診療施設等ウェブサイト

診療施設等ウェブサイトは、飼育者等が当該施設の情報を得る目的で URL を入力し、あるいは検索エンジンを利用して閲覧するものであることから、通常「誘引性」及び「認知性」を有するものではなく、原則として広告に該当しない。ただし、ウェブサイト広告、検索エンジンで検索した結果上位に表示されるもの、チラシ等の二次元コード又はバナー広告に連動するもの、SNS で不特定多数に拡散するもの等は、「認知性」を有するものと解される。

(8) 獣医師等が個人で開設するブログ、SNS 等

診療施設に勤務する獣医師等が個人で開設するブログ、SNS 等での情報発信については、飼育者等が自らの意志で検索して閲覧するものであることから、通常「誘引性」及び「認知性」を有するものではなく、原則として、広告に該当しない。

ただし、当該情報発信が不特定多数に拡散されているものについては、「認知性」を有するものと解される。

(9) 行政機関の公報又はポスター

地方公共団体等が行政の施策推進のために作成したもの（行政機関から委任を受けた者が作成したものを含む。）は、特定の獣医師又は診療施設へ飼育者等を誘引するものではないことから、通常「誘引性」を有するものではなく、広告に該当しないと解される。

6 広告制限の対象者

法第 17 条では、「何人も獣医師（獣医師以外の往診診療者等を含む。）又は診療施設の業務に関しては、獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号を除

き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。」とされており、獣医師のみならず、獣医師以外の関係者が広告を行う場合であっても広告制限の対象者とされる。

なお、広告依頼者から依頼を受けて、広告を企画・制作する広告代理店や広告を掲載する新聞、雑誌、テレビ、出版、ウェブサイト等の業務に携わる者は、広告依頼者の責任により作成された広告の掲載、放送等を行うため、広告依頼者とともに法や本指針による指導等の対象となり得る。

第3 広告可能な事項について

1 広告を行う者の責務（省令第24条第3項関係）

獣医師又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴に関する事項の広告を行う者は、その責務として、飼育者等が広告内容を正しく理解し、飼育者等が望む獣医療サービスの選択を適切に行うことができるように、正確かつ適切な情報を提供するよう努めなければならないとされている。

さらに、広告は飼育者等の獣医療サービスの利用者へ向けた客観的で正確な情報伝達手段であるべきであり、広告が法や本指針に違反することがないよう、診療業務の全ての責任を負う獣医師が自らの意思により行うことにより、獣医師としての職責を尽くす必要がある。

2 広告可能な事項の具体的な内容

(1) 獣医師又は診療施設の専門科名（法第17条第1項第1号関係）

技能又は療法に関する事項のうち「獣医師又は診療施設の専門科名」は広告が認められている。「専門科名」とは、獣医師が診療を担当している診療科名をいう。

具体的には大学の講座名にある等、一般的にその名称が広く認められているもの、診療対象動物名を示すものがある。

【留意事項】

(広告ができる専門科名の例)

ア 獣医療の専門分野を示すもの

内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、寄生虫科、外科、整形外科、泌尿器科、繁殖科（産科、臨床繁殖科）、放射線科（臨床放射線科）、腫瘍科、画像診

断科、皮膚科、耳鼻科、眼科、歯科、麻酔科、神経科、リハビリテーション科、行動診療科等

イ 獣医療の対象動物を示すもの

大動物専門科、牛専門科、豚専門科、馬専門科、鶏専門科、犬・猫専門科、小鳥専門科、エキゾチックアニマル専門科、うさぎ専門科、ハムスター専門科、フェレット専門科、は虫類専門科等

(広告ができない専門科名)

獣医学的知見又は社会通念に照らし不適切な診療科名については、飼育者等に対して不適切な獣医療を提供するおそれがあることから、診療施設が不適切な診療科名を広告することは禁止されている。

(2) 獣医師の学位又は称号 (法第 17 条第 1 項第 2 号関係)

「獣医師の学位又は称号」は広告が認められている。「学位」とは大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構又は旧学位令により授与される獣医学士、獣医学修士、農学博士、獣医学博士、博士(獣医学)等をいい、「称号」とは、獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号。以下「獣医師法」という。)附則第 19 条に規定する新制獣医師、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 106 条に規定する名誉教授等をいう。

【留意事項】

学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 11 条では「学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする」とされており「博士(獣医学)(〇〇大学)」のような飼育者等に分かりやすい表記が適当と考えられる。また、外国語表記であっても学位又は称号に該当するものは、広告が可能である。

獣医師の学位又は称号については、社会的な評価を受けている客観的な事実であって飼育者等が容易に確認できるものである必要がある。このため、法 17 条第 1 項第 2 号においては専門医等の資格、研修履歴等は含まれないものと解されることから、広告が認められていない事項であることに留意すること。

(3) 獣医師免許を受けていること及び診療施設を開設していること(省令第 24 条第 1 項第 1 号)

「獣医師法第 6 条の獣医師名簿への登録年月日をもって同法第 3 条の規定による免許を受けていること及び省令第 1 条第 1 項第 4 号の開設の年月日をもって診療施設を開設していること」とは、獣医師免許が与えられた年月日及び診療施設開設者が診療施設を開設した年月日(いわゆる開業日)をいう。

また、獣医師は、獣医師免許を受けることにより獣医師としての技能を発揮し、かつ診療等を行うことができることとなるため、同号の規定は単に経歴のみではなく技能又は療法に関する内容にも該当するものと解される。

なお、診療施設の名称、所在場所、管理者の氏名、連絡先については広告が可能なものとして扱っている。

(4) 獣医師の専門性に関する認定を受けたこと（省令第24条第1項第2号関係）

「農林水産大臣の指定する者が行う獣医師の専門性に関する認定を受けていること」とは、専門性の質を高め、良質な獣医療が提供されることを目的として農林水産大臣が指定した団体が運用する認定プロセスを経ていることを広告し、その専門性の資格を有する旨を知らしめることを可能とするものである。

なお、専門性の資格の広告に当たっては、誇大広告に該当し、省令第24条第2項第1号ロの規定に違反しないようにする観点から、非常勤の獣医師について常時勤務する者との誤解を与えないように非常勤である旨や勤務する日時を示す必要があると解される。

【留意事項】

(広告可能の例)

- 獣医師○○○○（●●認定◎◎◎◎専門獣医）

(広告不可の例)

- 獣医師○○○○（◎◎◎◎専門獣医）

(5) 高度獣医療を含む診療内容に関すること（省令第24条第1項第3号関係）

「医薬品医療機器等法に基づく承認若しくは認証を受けた医薬品、医療機器又は医薬品医療機器等法第2条第9項に規定する再生医療等製品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを用いる検査、手術その他の治療を行うこと」とは、動物に使用することを目的として承認された医薬品、医療機器又は再生医療等製品（動物用医薬品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品を含む。以下「医薬品等」という。）を使用した一般的な診療行為よりも高度な技能又は療法を想定したものである。具体的には、椎間板ヘルニアに対する片側椎弓切除術、白内障の眼科手術、細胞を用いた再生医療などである。

また、当該事項を広告するに当たっては、省令第24条第2項第1号により、優良誤認表示や誇大広告にならないように十分に注意を払うとともに、「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」及び「費用」を全て併記して、飼育者等が必要な獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択するために必要な情報を提供しなければならない。

なお、医薬品医療機器等法により、承認前の医薬品等の広告が禁じられているほか、医薬品医療機器等法により承認又は認証がされているものであっても、医薬品関係者向け医療機器、医療用医薬品又は要指示医薬品（動物用）については医薬品関係者以外の一般人を対象とする広告を行わないものとされていることに鑑み、医薬品等が特定可能となる品名については、広告が可能なものの対象とはならないものと解される。

【留意事項】

（具体的な併記事項）

① 問合せ先

広告内容について、飼育者等が容易に照会できる必要がある。また、診療後の飼育動物の傷病状況の悪化、副反応を疑う症状が認められた場合等に備えて、その対応が可能な診療施設の連絡先（診療時間外の連絡先を含む。）を記載すること。

② 通常必要とされる診療内容

診療内容を明確化し、通常必要とされる診療内容や診療期間・回数を掲載し、飼育者等に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供すること。

③ 診療に係る主なリスク、副作用等

診療内容に関しては、その利点、長所等のみが強調され、そのリスク等についての情報が乏しい場合には、飼育者等が適切な選択を行えないおそれがある。このため、利点、長所等のみを強調することにより、飼育者等を誤認させ不当に誘引すべきではなく、適切な獣医療の選択を支援する観点から、そのリスクや副作用などの情報に関しても分かりやすく掲載し、飼育者等に対して適切かつ十分な情報を提供すること。

④ 費用

当該診療施設で実施している診療内容を紹介する場合には、料金等に関するトラブルを防止する観点から、診療内容の名称や最低限の診療内容・費用のみを紹介することにより飼育者等を誤認させ不当に誘引すべきではなく、診療内容に対し通常必要とされる標準的な費用を記載し、飼育者等に対して適切かつ十分な情報をわかりやすく示すこと。また、標準的な費用が明確でない場合には、記載内容に対し通常必要とされる診療内容の最低金額から最高金額までの範囲を示す等により可能な限り分かりやすく示すこと。

(犬の椎間板ヘルニア手術を広告する場合の一例)

■ 犬の椎間板ヘルニア手術について ■

【主なリスク、副作用】
診療における主なリスク、副作用等を十分に記載する

☺ 当院では、犬の椎間板ヘルニア手術を実施しております。

手術内容 椎間板ヘルニアにおいて、保存療法や薬物療法で対応できない外科手術。

※全身麻酔リスク、術中、術後の感染症リスクがございます。不明点や術後に何かあれば、下記連絡先までお問合せ下さい。

診療の流れ 治療期間：○日
治療回数：○回～（事後検査・リハビリ含む）

事前検査
CT検査
……

手術
……
……

入院
……
……

事後検査
・リハビリ
……

診療にかかる費用

総額 ○○～○○円
目安 ○○円

初診料：○○円
事前・事後検査：○○円
手術代金（麻酔含む）：○○円
入院代金：○○円
リハビリ代金：○○円

▲▲動物病院
(内科、外科)

電話：0120-○○○-○○○
(緊急連絡先：○○-○○)
(提携病院連絡先：○○-○○)
住所：東京都○○区○○○○
www.○○○○○○.○○.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9:00～18:00

【診療の内容】
(診療期間及び回数)
通常必要とされる診療期間及び回数を記載する

(通常必要とされる治療)
診療の内容を適切かつ十分に記載する

【診療施設の問い合わせ先】
内容についての問い合わせや容易に照会が可能な連絡先を記載する

(6) 医療機器を所有していること（省令第24条第1項第4号関係）

「医療機器」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）別表第1の医療機器をいう。

医薬品医療機器等法により承認又は認証がされていない医薬品等については、その販売・授与等にかかる広告が禁じられているほか、承認又は認証がされているものであっても、医薬関係者向け医療機器については医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を行わないものとされていることに鑑み、診療施設で使用されている医療機器が特定可能となる品名や型式番号については、広告の対象とはならないものと解される。

ただし、当該医療機器が特定されないような一般的な名称（例えばエックス線撮影装置、X線CT装置（CT）、超音波画像診断装置、磁気共鳴画像診断装置（MRI）等）及びそれらの導入台数、導入年等について広告することは可能である。

また、広告に当たっては、省令第24条第2項第1号により、優良誤認表示や誇大広告にならないように十分に注意を払うとともに、診療内容を併記する場合には、「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」及び「費用」を全て併記して、飼育者等が必要な獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択するために必要な情報を提供しなければなら

い。

【留意事項】

(広告可能の例)

- ・ X線 CT 装置の写真の掲載

(広告不可の例)

- ・ 未承認の X線 CT 装置の写真の掲載
- ・ 未承認医療機器による臨床研究（臨床試験、治験）を行っています。

→ 医薬品医療機器等法に基づく承認又は認証を受けた医療機器による診療ではないため、広告は不可

(7) 牛の体内受精卵移植用に供する受精卵の採取（省令第 24 条第 1 項第 5 号関係）

技能又は療法に関する事項のうち「家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 3 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する家畜体内受精卵の採取を行うこと」とは、雌牛から体内受精卵移植の用に供する受精卵を採取することであり、例えば「供卵牛に多排卵処理後、人工授精を実施し受精卵を採取します。」といった施術内容の広告がこれに該当し、広告が可能となると解される。

なお、家畜改良増殖法上、家畜体内受精卵移植に係る家畜については、牛以外の家畜は定義されていないことから、例えば豚を対象に家畜体内受精卵の採取を行うことを広告することはできない。

(8) 犬又は猫の避妊去勢手術を行うこと（省令第 24 条第 1 項第 6 号関係）

「犬又は猫の生殖を不能にする手術を行うこと」とは、一般的な診療行為として行われている犬又は猫の避妊去勢手術を行うことをいう。

犬又は猫の不妊去勢については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 150 号。以下「動愛法」という。）第 37 条により、犬又は猫の所有者に対してみだりな繁殖を防ぐ措置の実施が義務づけられていることから、広告に当たっては動愛法の目的等に配慮する必要がある。

また、広告に当たっては、省令第 24 条第 2 項第 1 号により、誇大広告や優良誤認表示にならないように十分に注意を払うとともに、「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なりスク、副作用等の事項」及び「費用」を全て併記して、飼育者等が必要な獣医療サービスを正しく選択するために必要な情報を提供しなければならない。

【留意事項】

(犬の避妊手術を広告する場合の一例)

■ 犬の避妊手術について ■

☺ 当院では、ご希望の方に犬の避妊手術を実施しております。

手術内容	メスの卵巣もしくは卵巣と子宮を取り除き、生殖能力をなくします。		
メリット	望まない妊娠を避け、発情期ストレスを軽減できます。 ※麻酔リスク、術中、術後の感染症リスクがございます。 術後に何かあれば、下記連絡先まで連絡の上、ご来院ください		
診療の流れ	治療期間：7～10日（抜糸含む） 治療回数：2回（抜糸含む）		
事前検査 血液検査 ……	手術 ……	入院 ……	抜糸 ……
診療にかかる費用	事前検査代金：〇〇～〇〇円 手術代金（麻酔含む）：〇〇円 入院代金：〇〇円 抜糸代金：〇〇円		
総額 〇〇～〇〇円 目安 〇〇円			

▲▲動物病院
(内科、外科)

電話：0120-〇〇〇-〇〇〇
(提携病院連絡先：〇〇-〇〇)
住所：東京都〇〇区〇〇〇〇
www.〇〇〇〇〇.〇〇.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9:00～18:00

【主なリスク、副作用】
診療における主なリスク、副作用等を十分に記載する

【診療の内容】
(診療期間及び回数)
通常必要とされる診療期間及び回数を記載する

(通常必要とされる治療)
診療の内容を適切かつ十分に記載する

【費用】
・標準的な費用または最低金額から最高金額を記載する

・別途発生する費用や内訳を記載する

【診療施設の問い合わせ先】
内容についての問い合わせや容易に照会が可能な連絡先を記載する

(9) 予防注射を行うこと（省令第24条第1項第7号関係）

「狂犬病その他の動物の疾病の予防注射を行うこと」とは、一般的な診療行為として行われているワクチンを使用して予防注射を行うことをいう。

また、広告に当たっては、省令第24条第2項第1号により、優良誤認表示や誇大広告にならないように十分に注意を払うとともに、「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」及び「費用」を全て併記して、飼育者等が必要な獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択するために必要な情報を提供しなければならない。

加えて、狂犬病予防注射を広告する場合には、省令第24条第2項第2号の規定により、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条に規定する犬の登録及び鑑札並びに同法第5条に規定する予防注射及び注射済票に関する説明を併記する必要がある。

なお、医薬品医療機器等法において、承認前の医薬品等の広告が禁じられているほか、医薬品医療機器等法による承認又は認証がされているものであっても、医療用医薬品又は要指示医薬品（動物用）については医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとされていることに鑑み、ワクチンが特定可能となる品名については、広告が可能なものの対象とはならないものと解される。

【留意事項】

(狂犬病予防注射を広告する場合の一例)

■ 犬の狂犬病予防注射について ■

☺ 当院では、犬の狂犬病予防注射を実施しております。

内容	狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の子犬で、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。	
診察の流れ	接種回数：年1回 ※生後91日以上の子犬で、市町村に狂犬病予防法に基づき犬を登録していない場合は、登録が必要です。また、接種後、市町村から交付される注射済票を犬に付ける必要があります。	
事前検査 身体検査 ……	接種 …… ……	当院では、犬の登録や済 証発行も行っています。 …… ……
診察・登録にかかる費用	事前検査代金：〇〇～〇〇円 接種代金（ワクチン代含む）：〇〇円 注射済票交付手数料：〇〇円 犬の登録等代金：〇〇円	
総額 〇〇～〇〇円 目安 〇〇円		

▲▲ 動物病院

(内科、外科)

電話：0120-0000-0000
(提携病院連絡先：00-00-00)
住所：東京都〇〇区〇〇〇〇
www.〇〇〇〇〇〇.〇〇.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9:00～18:00

【主なリスク、副作用】
診療における主なリスク、副作用等を十分に記載する

【犬の登録等】
狂犬病予防法に基づき、予防注射の接種義務、犬の登録や注射済票の装着が必要な旨を記載する

【診療の内容】
(診療期間及び回数)
通常必要とされる診療期間及び回数を記載する

(通常必要とされる治療)
診療の内容を適切かつ十分に記載する

【診療施設の問い合わせ先】
内容についての問い合わせや容易に照会が可能な連絡先を記載する

【費用】
・標準的な費用または最低金額から最高金額を記載する

・別途発生する費用や内訳を記載する

(広告可能の例)

- ・ 犬猫に狂犬病の予防注射を実施しています。
- ・ 犬の混合ワクチン扱っています（ジステンパー、パルボウイルス感染症、〇〇病を予防）。

→ 広告に当たっては、問合せ先等の飼育者等にとって必要な事項も記載することが条件

(広告不可の例)

- ・ 犬にパルボウイルス感染症が大流行しています。感染すると死に至ります。当院ではパルボウイルスに対するワクチンを常時実施しています。

→ パルボウイルス感染症が流行しているか、客観的に判断できず、また飼育者等の不安を煽る誇大広告に該当するため、広告不可。

- ・ ハムスターにも効く〇〇病のワクチンがあります。

→ ハムスターを対象とするワクチンは、現時点で医薬品医療機器等法上承認されていないため、広告不可。

(10) 寄生虫病の予防措置を行うこと（省令第24条第1項第8号関係）

「寄生虫病の予防措置を行うこと」とは、一般的な診療行為として行われている外部寄生虫（例えば、ノミ・ダニ）や内部寄生虫（例えば、犬糸状虫）の予防薬等を使用して予防措置を行うことをいう。

また、広告に当たっては、省令第24条第2項第1号により、優良誤認表示や誇大広告にならないように十分に注意を払うとともに、「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」及び「費用」を全て併記して、飼育者等が必要な獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択するために必要な情報を提供しなければならない。

なお、医薬品医療機器等法において、承認前の医薬品等の広告が禁じられているほか、医薬品医療機器等法により承認又は認証がされているものであっても、医療用医薬品又は要指示医薬品（動物用）については医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を行わないものとされていることに鑑み、予防薬等が特定可能となる品名については、広告が可能なものの対象とはならないものと解される。

【留意事項】

（広告可能の例）

- ・ フィラリア症予防のため、月1回経口投与します。
- ・ ノミ、ダニ予防措置の対応が可能です。

→ 広告に当たっては、問合せ先等の飼育者等にとって必要な事項も記載することが条件

（広告不可の例）

- ・ ○○（品名）によるノミ、ダニ予防措置の対応が可能です。

(11) 飼育動物の健康診断を行うこと（省令第24条第1項第9号関係）

「飼育動物の健康診断を行うこと」とは、一般的な診療行為として行われている、飼育動物に対する疾病・疾患の予防・早期発見を目的とした検査を実施することをいう。

また、広告に当たっては、省令第24条第2項第1号により、優良誤認表示や誇大広告にならないように十分に注意を払うとともに、「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」及び「費用」を全て併記して、飼育者等が必要な獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択するために必要な情報を提供しなければならない。

その際には、「身体検査」、「血液一般検査」、「尿検査」、「糞便検査」「エックス線撮影」、「超音波診断検査」等の具体的な健康診断の検査項目について併せて情報提供することが望ましい。

ただし、獣医学的又は社会的に様々な見解があり、広く定着していると認められない検査については、本号の健康診断に該当しないと解され、飼育者等が必要な獣医療サービスを正しく選択するために不適切な情報となり得ることから、

広告が可能なものの対象とはならないものと解される。

【留意事項】

(広告可能の例)

・ 当院では犬の健康診断をお勧めしています。「身体検査」「血液一般検査」「尿検査」「糞便検査」を行う半日コースと、「エックス線撮影」「超音波診断検査」を追加した1日コースがあります。

→ 広告に当たっては、問合せ先等の飼育者等にとって必要な事項も記載することが条件

(広告不可の例)

・ 当院では犬の健康診断をお勧めしています。ワンちゃんの実年齢測定も追加できます。

→ 実年齢測定は獣医学的に広く定着していると認められた検査ではないため広告不可。

(12) マイクロチップの装着を行うこと（省令第24条第1項第10号関係）

技能又は療法に関する事項のうち「マイクロチップの装着を行うこと」とは、動愛法第39条の2に基づき犬又は猫にマイクロチップを装着することをいう。

また、広告に当たっては、省令第24条第2項第1号により、優良誤認表示や誇大広告にならないように十分に注意を払うとともに、「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」及び「費用」を全て併記して、飼育者等が必要な獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択するために必要な情報を提供しなければならない。

さらに、動愛法第39条の5に基づき、犬又は猫の登録に関する説明を併記する必要がある。

なお、医薬品医療機器等法において、承認前の医薬品等の広告が禁じられているほか、医薬品医療機器等法による承認又は認証がされているものであっても、医薬関係者向け医療機器については医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとされていることに鑑み、獣医師又は愛玩動物看護師が装着するマイクロチップが特定可能となる品名や型式番号については、広告が可能なものの対象とはならないものと解される。

【留意事項】

(マイクロチップ装着を広告する場合の一例)

■ マイクロチップの装着について ■

当院では、犬又は猫のマイクロチップ装着を実施しております。

【主なリスク、副作用】
診療における主なリスク、副作用等を十分に記載する

【費用】
・標準的な費用または最低金額から最高金額を記載する
・別途発生する費用や内訳を記載する

内容	迷子や災害時など、保護されたときにマイクロチップのデータから飼い主さんを見つけやすくなります。 ※装着時に稀に痛みが伴う場合があります。痛みが続くなど何か心配な場合、下記連絡先まで連絡の上、ご来院ください
診療の流れ	装着回数：原則生涯に1回 ※装着後、30日以内に環境大臣の登録を受けることが義務付けられています。 申請書に装着証明書を添付して申請を行ってください。
事前検査 身体検査 ……	装着 ……
	装着に合わせて、登録のサポートが必要な場合は、相談ください。 ……
診療にかかる費用	事前検査代金：〇〇～〇〇円 装着代金（マイクロチップ代含む）：〇〇円 装着証明書発行代金：〇〇円
総額 〇〇～〇〇円 目安 〇〇円	

▲▲ 動物病院
(内科、外科)

電話：0120-〇〇〇-〇〇〇
(提携病院連絡先：〇〇-〇〇)
住所：東京都〇〇区〇〇〇〇
www.〇〇〇〇〇〇.〇〇.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9:00～18:00

【犬又は猫の登録】
動愛法に基づく、マイクロチップ装着後に登録が必要な旨を記載する

【診療の内容】
(診療期間及び回数)
通常必要とされる診療期間及び回数を記載する

(通常必要とされる治療)
診療の内容を適切かつ十分に記載する

【診療施設の問い合わせ先】
内容についての問い合わせや容易に照会が可能な連絡先を記載する

(13) 獣医師の役職及び略歴（省令第24条第1項第11号関係）

「獣医師の役職及び略歴」とは、経歴を簡略に示すものとして、勤務した診療施設（診療科（広告が可能な診療科名に限る。）及び勤務した期間を含む。）、卒業大学、大学教授であること等について、総合的に記載したもの等をいう。

広告が可能となる事項は、社会的な評価を受けている客観的な事実であってその正否について容易に確認できるものと解される。

研修履歴については、研修の実施主体やその内容が様々であり、獣医療に関する適切な選択に資するものとそうではないものの線引きが困難であることから、広告が可能なものの対象とはならないものと解される。

【留意事項】

(広告可能の例)

- ・ 〇〇大学〇〇研究室 卒業
- ・ 〇〇動物病院 院長
- ・ 〇〇動物病院 〇年勤務
- ・ 豚熱ワクチン接種知事認定獣医師（〇〇県）
- ・ 狂犬病ワクチン接種委託獣医師（〇〇市）

(広告不可の例)

- ・ ○○研究会○○研修コース受講
- ・ ○○団体推薦獣医師
- ・ テレビ出演獣医師

→ 獣医療に関する適切な選択に資するものかの判断は困難なため、広告不可。

(14) 家畜防疫員であること（省令第 24 条第 1 項第 12 号関係）

「家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 53 条第 3 項に規定する家畜防疫員であること」とは、都道府県知事が当該都道府県の職員（臨時雇用を含む。）で獣医師であるものの中から任命した家畜防疫員であることをいう。

(15) 県家畜畜産物衛生指導協会等が行う自衛防疫事業の指定獣医師であること（省令第 24 条第 1 項第 13 号関係）

経歴に関する事項のうち「家畜伝染病予防法第 2 条の 3 第 4 項に規定する家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された団体から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること」とは、自衛防疫事業（家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された県の家畜畜産物衛生指導協会等が行う予防接種等を行う。）に係る診療を行うことについて、同協会等から委託を受けた獣医師であることをいう。

(16) 獣医療に関する一般社団法人又は一般財団法人の会員であること（省令第 24 条第 1 項第 14 号関係）

経歴に関する事項のうち「獣医療に関する技術の向上及び獣医事に関する学術研究に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人の会員であること」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定により創設された一般法人・公益法人であって主に獣医療分野における公益・特定非営利活動を行う一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人の会員であることをいう。

ここでいう会員とは、公益社団法人日本獣医師会（構成会員の地方獣医師会を含む。）、公益社団法人日本獣医学会、公益社団法人日本動物病院協会、公益財団法人動物臨床医学研究所等に所属してそれぞれの公益目的事業に参加している獣医師をいう。

(17) 農林水産大臣の指定する診療施設であること（省令第 24 条第 1 項第 15 号関係）

「獣医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること」とは、牛、豚等の産業動物又は犬、猫等の小動物の診療業務に関して

農林水産大臣の指定を受けた臨床研修診療施設であることをいう。

(18) 愛玩動物看護師が勤務していること（省令第24条第1項第16号関係）

「愛玩動物看護師が勤務する診療施設であること」とは、当該診療施設に愛玩動物看護師法（令和元年度法律第50号）第2条第2項に規定する愛玩動物看護師が勤務していることについて広告可能としたものである。

ただし、国家資格者である愛玩動物看護師は、特定の診療行為ではなく診療の補助を業とすることに鑑み、広告における愛玩動物看護師に関する事項については限定的にすべきであり、診療の補助として特定の診療行為を行っている旨を広告することはできない。

【留意事項】

（広告可能の例）

- ・ 当病院では、愛玩動物看護師が〇名います。
- ・ 当病院では、愛玩動物看護師とともにチーム獣医療に取り組んでいます。

（広告不可の例）

- ・ 当病院では、愛玩動物看護師が採血を実施しています。

→ 特定の診療行為についての広告不可。

(19) 農業共済組合等の嘱託獣医師又は指定獣医師であること（省令第24条第1項第17号関係）

「農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等（以下「組合等」という。）若しくは同条第2項に規定する都道府県連合会から同法第128条第1項（同法第172条において準用する場合を含む。）の施設として診療を行うことにつき委託を受けていること又は同法第10条第1項に規定する組合員等の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること。」とは、農業共済組合、共済事業を行う市町村若しくは農業共済組合連合会の嘱託獣医師又は当該組合等の指定獣医師であることをいう。

3 技能、療法又は経歴に関する内容に該当しない事項

広告制限の対象となっていない獣医師又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴に関する事項に当たらないものは、広告可能と解される。

【留意事項】

（広告可能の例）

- ・ 診療施設の開設予定日
- ・ 診療施設の名称、住所及び電話番号

- ・ 勤務する獣医師の氏名
- ・ 診療日、診療時間及び予約診療が可能である旨
- ・ 休日又は夜間の診療若しくは往診の実施
- ・ 費用の支払い方法（クレジットカードの使用の可否等）
- ・ 入院施設の有無、病床数その他施設に関すること
- ・ 診療施設の人員配置
- ・ 駐車場の有無、駐車台数及び駐車料金
- ・ 動物医療保険取扱代理店又は動物医療保険取扱病院である旨
- ・ ペットホテルを付属していること、トリミングを行っていること、しつけ教室を開催していること等

第4 禁止の対象となる広告について

1 禁止の対象となる広告の内容

(1) 法に基づく禁止事項

法第17条第1項では、何人も、獣医師（獣医師以外の往診診療者等を含む。）又は診療施設の業務に関しては、「獣医師又は診療施設の専門科名」、「獣医師の学位又は称号」を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならないこととされている。

なお、技能又は療法とは獣医師が行う診療に関する獣医学的判断や技術に関する能力又は治療方法をいう。

(2) 省令に基づく禁止事項

法第17条第2項では、第3で記したとおり（1）の制限にかかわらず、技能、療法又は経歴に関する事項のうち省令で定めるものは、広告が可能とされているが、こうした広告可能な事項についても、省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について以下の制限がなされている。

ア 比較広告の禁止（省令第24条第2項第1号イ関係）

「提供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨の広告」とは、提供される獣医療の内容について、特定又は不特定の他の診療施設等と自らの診療施設等を比較の対象とし、自らが他よりも優良である旨の広告と解される。

【留意事項】

(広告禁止の例)

- ・ どの動物病院よりも安全に手術を行います。
- 他の動物病院より優良であるかのように認識されるおそれがあり、比較広告に該当する。
- ・ ○○さん（著名人）の猫ちゃんも当院の健康診断を受けています。
- 著名人を広告に出すことで、他の診療施設より優良であるかのように認識されるおそれがあり、比較広告に該当する。

イ 誇大広告の禁止（省令第24条第2項第1号口関係）

「提供される獣医療の内容に関して誇大な広告」とは、提供する獣医療の内容について、著しく事実に相違し、又は必ずしも虚偽ではないが事実を不当に誇張して表現して飼育者等を誤認させる広告と解される。

【留意事項】

(広告禁止の例)

- ・ 効果抜群のワクチンを接種します。
- 何を根拠に効果抜群であるか不明であり、誇大広告に該当する。
- ・ ワンちゃんの去勢手術も往診します。
- 通常、往診では犬の去勢手術はできないため、誇大広告に該当する。また往診のみによって診療の業務を行っている小動物診療施設の場合は、「手術」を広告することは原則、誇大広告に該当する。
- ・ 当院で行う避妊手術は比較的安全な手術です。
- 何と比較して安全であるか不明で、客観的な事実と証明できない事項に該当する。

ウ 広告可能事項以外の広告

広告は、飼育者等の診療の適切な選択に資する情報として、法又は省令により広告が可能とされた技能、療法又は経歴に関する事項を除いては、原則、広告が禁じられている。

エ 虚偽の内容に関する内容

所持していない専門性資格、実際には行えない診療行為の広告など、虚偽内容の広告を意味するものであり、広告としては認められない。

オ 公序良俗に関する内容

残虐な図画や映像又は差別を助長する表現等を使用した広告など、公序良俗に反する内容の広告を意味するものであり、広告としては認められない。

カ 飼育者等の主観に基づく、診療の内容又は効果に関する体験談

診療施設が、診療の内容又は効果に関して、飼育者等の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談を、当該診療機関への誘引を目的として紹介することを意味するが、こうした体験談については、個々の飼育者等により当然にその感想は異なるものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、広告としては認められない。これは、飼育者等の体験談の記述内容が、広告が可能な範囲であっても、広告は認められない。

キ 診療の内容又は効果について、飼育者等を誤認させるおそれがある診療の前又は後の写真等

いわゆるビフォーアフター写真等を意味するものであるが、個々の飼育動物の状態等により当然に診療の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については広告としては認められない。

(3) 他法令又は他法令に関する広告ガイドラインで禁止される内容の広告

他法令に抵触する広告を行わないことは当然として、他法令に関する広告ガイドラインも遵守すること。また、広告は通常、自らの意思により、飼育者等の選択に資するために実施するものであり、例えば、医薬品の販売会社等からの依頼により、金銭の授与等の便宜を受けて、特定の疾病を診療できる旨等について広告することは、厳に慎むべきである。

ア 獣医師の品位を損なう内容

広告は、飼育者等が広告内容を適切に理解し、診療の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないものであることから、獣医療の内容や診療施設について品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は、広告として適切ではなく、厳に慎むべきものである。

例えば、処方できる医薬品の最大量を広告（「1年分処方します。」など）することは、獣医療の内容が疑われるだけでなく、販売広告に等しいため許されることではない。

また、費用を強調した広告、提供される獣医療の内容とは直接関係ない事項による誘引による広告も行うべきではない。

このため、こうした広告を獣医師が行った場合、獣医師法第8条第2項第4号に該当し、免許の取消し又は業務の停止の対象となるおそれがある。

【留意事項】

(獣医師の品位を損なう広告の例)

- ・ 今なら〇円でキャンペーン実施中！
- ・ 「期間限定で〇〇療法を50%オフで提供しています」

- 費用のみを強調し誘引していることが明らかであり、品位を損ねる事項として扱う。
- ・ 「健康診断をされた方全員に〇〇をプレゼント」
- 物品を贈呈する旨等を誇張することは、提供される獣医療の内容とは直接関係のない事項として扱う。

イ 景品表示法に違反する広告の禁止

例えば、景品表示法第5条の規定により、商品又は役務の品質等について、一般消費者に対し、実際のもの又は事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると示す表示又は取引条件について実際のもの又は競争事業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示等が禁止されている。

ウ 医薬品医療機器等法に違反する広告の禁止

例えば、医薬品医療機器等法第66条第1項の規定により、医薬品等の名称や、効能・効果、性能等に関する虚偽・誇大広告が禁止されている。また、同法第68条の規定により、承認前の医薬品等について、その名称（名称が明記されていない場合であっても、特定性があるものは名称があるものとみなす。）や、効能・効果、性能等についての広告が禁止されている。

また、承認前の医薬品等を用いた臨床研究（臨床試験、治験）に関して、その実施、承認前の医薬品等の効能・効果、性能等を掲載し、飼育者等を誘引した場合にも、同法により規制され得る。

エ 不正競争防止法に違反する広告の禁止

不正競争防止法第21条第2項の規定により、不正の目的をもって役務の広告等にその役務の質、内容、用途又は数量について誤認させるような表示をする行為等が禁止されている（同項第1号）ほか、虚偽の表示をする行為が禁止されている（同項第5号）。

2 診療に係る説明の併記義務

(1) 問合せ先等の飼育者等にとって必要な情報（省令第24条第2項第1号ハ関係）

省令第24条第1項各号の規定により広告が可能とされている事項であっても、その一部については、「問合せ先」、「通常必要とされる診療内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」及び「費用」については、以下を参考に、飼育者

等にとって必要な獣医療を正しく選択するための必要な情報を併記しなければ、広告することはできない。

ア 問合せ先

広告内容について、飼育者等が容易に照会できる必要がある。また、診療後の飼育動物の傷病状況の悪化、副反応を疑う症状が認められた場合等に備えて、その対応が可能な診療施設の連絡先（診療時間外の連絡先を含む。）についても、問合せ先に含まれるものと解される。

イ 通常必要とされる診療内容

診療内容を明確化し、通常必要とされる診療内容や診療期間・回数を掲載し、飼育者等に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供すること。

ウ 診療に係る主なリスク、副作用等

診療内容に関しては、その利点、長所等のみが強調され、そのリスク等についての情報が乏しい場合には、飼育者等が適切な選択を行えないおそれがある。このため、利点、長所等のみを強調することにより、飼育者等を誤認させ不当に誘引すべきではなく、適切な獣医療の選択を支援する観点から、そのリスクや副作用などの情報に関しても分かりやすく掲載し、飼育者等に対して適切かつ十分な情報を提供すること。

エ 費用

当該診療施設で実施している診療内容を紹介する場合には、料金等に関するトラブルを防止する観点から、診療内容の名称や最低限の診療内容・費用のみを紹介することにより飼育者等を誤認させ不当に誘引すべきではなく、診療内容に対し通常必要とされる標準的な費用を記載し、飼育者等に対して適切かつ十分な情報をわかりやすく示すこと。また、標準的な費用が明確でない場合には、診療内容に対し通常必要とされる診療内容の最低金額から最高金額までの範囲を示す等により可能な限り分かりやすく示すこと。

(2) 診療に係る必要な情報（省令第24条第2項第2号及び3号関係）

狂犬病予防注射の際には、生後91日以上の子犬については、狂犬病予防法第4条に規定する犬の登録並びに第5条に規定する予防注射及び注射済票の装着を行う必要がある。このため、狂犬病予防注射に関する広告の際には、犬の飼養者が実施する事項として併せて記載すること。

また、動愛法第39条の2に規定するマイクロチップの装着の際には、動愛法第39条の5に規定する犬又は猫の登録を行う必要がある。このため、広告の際には、飼育者等が実施する事項として併せて記載すること。

第5 診療施設等ウェブサイトでの情報発信について

1 基本的な考え方

診療施設等ウェブサイトでの情報発信については、第2の5（7）のとおり原則として現時点では広告には該当しないが、獣医療の安全対策の一環として、飼育者等への正確な情報発信が図られるべきである。

このため、診療施設等ウェブサイトを経営する獣医師等は、診療施設等ウェブサイトにおいて獣医師又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴を含む獣医療に関する情報を発信する場合には、飼育者等がその情報を正しく理解し、飼育動物の診療を適切に選択できるよう、客観的で正確な情報発信に努めるべきである。

したがって、何人も診療施設等ウェブサイトを利用して飼育者等を不当に誘引する情報を発信することは、厳に慎むべきである。

2 診療施設等ウェブサイトに記載すべき事項

診療施設等ウェブサイトに掲載する情報には、広告で禁止されている、技能、療法又は経歴に該当する事項も記載できるが、飼育者等が獣医療サービスの選択を適切に行うことができるように、広告に準じて情報発信し、診療内容等の情報を掲載する場合には、「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」及び「費用」を全て表示して、獣医師又は診療施設の業務について正確かつ適切に情報発信することが望ましい。

また、広告と同様に、事実と異なる虚偽や誇大な内容、他の診療施設と比較するもの、景品表示法、医薬品医療機器等法等に違反する情報等を掲載すること、さらに、獣医師道に対する重大な背反行為、獣医事に関する不正の行為、獣医師としての品位や道徳を損ねる可能性のある内容等を情報発信することは厳に慎むべきである。

【留意事項】

診療施設等ウェブサイトでの情報発信のモデル

(これまで)

■ 犬の椎間板ヘルニア手術について ■

☺ 当院では、犬の椎間板ヘルニア手術を実施しております。

手術内容 椎間板ヘルニアにおいて、保存療法や薬物療法で対応できない外科手術。

診療の流れ 治療期間：○日
治療回数：○回（事後検査・リハビリ含む）

内容と料金

内容	料金
椎間板ヘルニア手術	○○円～

▲▲動物病院
(内科、外科)

電話：0120-○○○-○○○
住所：東京都○○区○○○
www.○○○○○○.○○.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9:00～18:00

(これから)

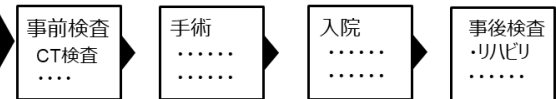
■ 犬の椎間板ヘルニア手術について ■

☺ 当院では、犬の椎間板ヘルニア手術を実施しております。

手術内容 椎間板ヘルニアにおいて、保存療法や薬物療法で対応できない外科手術。

※全身麻酔リスク、術中、術後の感染症リスクがございます。
不明点や術後に何かあれば、下記連絡先までお問合せ下さい。

診療の流れ 治療期間：○日
治療回数：○回～（事後検査・リハビリ含む）



診療にかかる費用

総額	○○～○○円
目安	○○円

初診料：○○円
事前・事後検査：○○円
手術代金（麻酔含む）：○○円
入院代金：○○円
リハビリ代金：○○円

▲▲動物病院
(内科、外科)

電話：0120-○○○-○○○
(緊急連絡先：○○-○○)
(提携病院連絡先：○○-○○)
住所：東京都○○区○○○
www.○○○○○○.○○.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9:00～18:00

第6 相談・指導等の方法について

1 相談等窓口の明確化

(1) 相談等窓口の設置

広告の苦情、相談、照会（以下「相談等」という。）については、原則として都道府県畜産主務課、出先機関等の獣医事担当部署が窓口となるが、必ずしもこれらに限定されるものではなく、各都道府県の判断により適切な相談等受付の体制を確保することに加え、相談等の窓口の連絡先を都道府県のウェブサイトや広報誌等を通じて飼育者等に周知することが望ましい。

2 関係団体、消費者行政機関等との連携

(1) 関係団体との連携

地方獣医師会等の獣医師関係団体を通じ、法令及び本指針を各獣医師及び診

療施設に周知し、広告の適切な実施について十分な理解を得ることが、法第 17 条の規定に違反することが確認された広告（以下「違反広告」という。）を未然に防ぐ上で重要である。

このため、各都道府県は、法令及び本指針を周知徹底するとともに、獣医師関係団体と連携し、飼育者等からの獣医師又は診療施設に関する相談等へ着実に対応することが重要である。

（２） 消費者行政機関との連携

広告に対する住民からの相談等は、消費生活センター等の消費者行政機関に寄せられることも想定されるため、相談等の状況について、定期的に情報交換する等、消費者行政機関との連携に努めることが望ましい。

3 景品表示法等の他法令への対応

（１） 景品表示法

景品表示法では、第 5 条第 1 項において不当な表示の禁止が定められており、「商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」が禁止されている（同項第 1 号）。

このため、実際のものよりも著しく優良であり、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる等の場合等には、法第 17 条の制限の適用の可否にかかわらず景品表示法に違反する可能性がある。とりわけ法第 17 条第 2 項後段の規定による省令第 24 条第 2 項ロの規定に違反する誇大広告については、同時に景品表示法に違反する可能性が非常に高いものである。

（２） 医薬品医療機器等法

医薬品医療機器等法は「何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。」（医薬品医療機器等法第 66 条第 2 項）、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。」（同条第 2 項）、「何人も、第

14条第1項、第23条の2の5第1項、第23条の2の23第1項又は第23条の25第1項に規定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品であつて、また第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項、第23条の2の17第1項、第23条の25第1項若しくは第23条の37第1項の承認又は第23条の2の23第1項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。」(医薬品医療機器等法第68条)とされ、医薬品等の虚偽・誇大広告、承認前の医薬品等の広告を禁止している。

4 広告指導の体制及び手順

(1) 都道府県の対応

ア 広告に対する監視指導については、各都道府県において地域の獣医療の実情を踏まえ、適切に行うべきものである。この場合、獣医療に関する法令及び診療施設の管理について相当の知識が求められることから、都道府県職員の中から十分な知識・経験を有する者を検査員(法第8条第1項の規定による検査をする職権を有する職員をいう。以下同じ。)とし、当該検査員を活用して、1の相談等に対応するなど、適切な体制を整備するべきである。

イ 各都道府県における広告制限の違反に対する指導手順等については、次のとおりとする。また、指導手順等によりがたい事案があった場合には、その都度、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課(以下「畜水産安全管理課」という。)に相談することが望ましい。

なお、本指導手順等は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条の規定により告発を行う場合等、都道府県の判断による対応を妨げるものではない。

(ア) 都道府県の検査員は、定期的に診療施設を巡回するなど、広告の有無及び広告内容の確認を行う。また、地方獣医師会等の関係機関と緊密な連携をとり、違反の情報の把握に努める。

【留意事項】

(診療施設の巡回について)

巡回する診療施設数は、優先順位を決め年間巡回計画を立てることが望ましい。また、都道府県の検査員は、都道府県内にある診療施設について、以下の機会を利用して併せて確認することも可能である。

- ・ 法第8条第2項の規定による立入検査による診療施設の設備が衛生上、保安上一定の水準に保たれ、適正な運営管理が行われているか等の確認
- ・ 獣医師法第21条第3項の規定による診療簿及び検案簿の確認

・ 医薬品医療機器等法第 69 条第 6 項の規定による医薬品等の確認

なお、巡回の代替法として、オンライン利用や法第 8 条第 2 項の規定による報告の徴収の活用も可能である。

- (イ) 違法性が疑われるもの等について相談等や問合せがあった場合には、広告に該当するか否か、獣医師又は診療施設の技能、療法又は経歴に関する内容か否か等、違法性の判断に必要な内容の把握に努める。
- (ウ) 広告に該当するか否か判断できないものや法に違反しているかどうか判別できないものについては、その内容について、別記様式 1 に記載の内容を、都道府県から畜水産安全管理課宛てに照会する。
- (エ) 法第 17 条第 1 項の規定に違反し、又は違反が疑われるものについては、原則、任意の調査として、関係者に対して、説明を求めるなど必要な調査を行う。任意の調査に応じない場合、任意での説明又は提出される書類に疑義がある場合その他必要な場合には法第 8 条の規定に基づき、都道府県知事は、その者に対し、必要な報告を命じ、又は診療施設に立ち入り、業務の状況、関係文書（広告物そのもの、作成段階の案その他必要な書類等）等の検査（以下「立入検査」という。）を行う。
- (オ) 法第 17 条第 1 項の規定に違反し、又は違反していると疑われる者（法人の場合には、その主たる事務所。以下「違反者等」という。）が自らの都道府県に存在しない場合については、自らの管轄区域内に存在する事務所等に対する立入検査等の必要な調査を行った上で、第 17 条第 1 項の規定に違反する根拠に関する資料等を添えて、当該広告を行う者が存在する都道府県宛てに速やかに連絡するようお願いする。また、この場合には、関係する都道府県間において、(カ) の指導について十分に調整されたい。なお、必要に応じ、畜水産安全管理課にも調査内容等について報告することが望ましい。
- (カ) 任意の調査、立入検査等により、当該広告の違法性を確認した場合には、違反者等が存在する都道府県は、当該違反者等に対し、書面等により広告の中止や広告の内容を是正することを指導し、必要に応じて違反広告の回収、廃棄等を指導する。併せて、広告代理店、出版社、新聞社、放送局等の広告を作成した者や広告を掲載した者に対しても任意での調査又は指導を行うことが望ましい。
- (キ) (カ) の結果については、別記様式 2 に記載の内容を、当該広告を行った者が違反者等が都道府県から畜水産安全管理課宛てに速やかに報告する。
- (ク) (カ) の指導によっても改善措置が講じられない場合又は広告内容が悪質

な違反事案である場合は、都道府県は違反広告による被害の拡大を防止するため、「獣医療に関する違反広告者の氏名等の公表に関する指針」（別添1）に基づき対応する。なお、「虚偽により広告者の優位性をアピールするもの」、「いたずらに飼育者等の不安を煽るもの」等については悪質な違反事案として扱う。

(ケ) 違反者等が(ク)の措置によってもなお違反広告を中止しない場合は、当該違反者等が存在する都道府県は刑事訴訟法に基づき違反者等を告発する。告発に際しては、畜水産安全管理課と十分に連携することが望ましい。なお、罰則については法第20条第2号の規定により、法第17条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとされている。すなわち、以下の者には罰則が適用され、また、違反広告を行う者が獣医師である場合には、獣医師法第8条の規定に基づき免許の取消し又は業務の停止の行政処分の対象となり得る。

また、法第22条の規定に基づき、いわゆる両罰規定となっており、行為者である違反者等だけでなく、行為者を使用する法人又は人に対しても連座的に罰が科されることとなる。

- a 獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号及び法第17条第2項前段の広告をしても差し支えないものとして省令で定めるもの以外の事項であって、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項を広告した者
- b 法第17条第2項前段の広告をしても差し支えないものとして省令で定めるものを広告する場合であって、同項後段に定める広告の方法その他の事項についての必要な制限に反した者

(2) 農林水産省の対応

ア 畜水産安全管理課は、都道府県と連携して広告の違反又は違反が疑われる事案の収集を行い、全国的に効果的な監視指導が実施されるよう、都道府県に情報提供を行う。

イ 違反者等、その診療施設等が複数の都道府県に及ぶ場合等広範な事案であって、都道府県間での連携による対応が困難と判断される場合には、違反広告を行う者に対し畜水産安全管理課が指導を行う。

ウ 畜水産安全管理課による指導の結果、改善を行う旨、違反広告を行う者から報告があった場合には、関係する都道府県にその旨連絡するので、当該都道府県は立入検査等を行うことにより、改善の事実を確認する。

エ 違反広告を行う者が畜水産安全管理課からの指導に応じない場合又は(1)

の(ケ)の事案である場合には、農林水産省は「獣医療に関する違反広告者の氏名等の公表に関する指針」(別添1)及び「獣医療に関する違反広告者に対する行政処分に関する指針」(別添2)に基づき対応する。

オ 違反者等に対する指導のほか、畜水産安全管理課は、(1)の(ウ)による照会又は(キ)による報告を受けた場合は、必要に応じて当該事案について都道府県に対し情報提供を行う。

5 診療施設等ウェブサイトで本指針に従っていない可能性のある事例への対応

(1) 行政指導等

本指針の内容に従っていない可能性のある診療施設等ウェブサイトについては、当該診療施設等ウェブサイトを開設する診療施設等への定期的な診療施設の立入検査の機会を利用するなどして、開設者に第5の2の内容について説明を行い、行政指導(協力要請等)を行うものとする。

(2) 情報の共有

都道府県において行政指導等を実施した場合又は飼育者等から都道府県等に情報提供等があった場合には、当該診療施設等ウェブサイトの具体的な内容等について、別記様式1又は別記様式2に記載の内容を、畜水産安全管理課宛てに随時報告するものとする。

畜水産安全管理課は、都道府県の報告、農林水産省等の通報サイトに寄せられた情報等を取りまとめ、効果的な調査監視が実施されるよう、都道府県と情報共有を行うこととする。また、獣医師の団体等に対して必要な情報を提供して、診療施設等ウェブサイトの適切な運営について、獣医師の自律的な行動を促すこととする。

獣医療に関する違反広告者の氏名等の公表に関する指針

趣旨

獣医療に関する違反広告（獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定に違反する広告をいう。以下「違反広告」という。）については、「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」に従い、各都道府県及び農林水産省により適切に監視指導されることになる。

しかし、違反広告を行う者（以下「違反広告者」という。）が指導に応じず、なお当該違反広告を継続したり、再び違反広告を行う場合、これを放置すると低価格診療等による誘引や不適切な診療による飼育動物への被害等が生じるおそれがある。

本指針は、このような違反広告による飼育者等への被害を未然に防止し、その利益を保護するため、違反広告者の氏名等の公表を行う際の事務の適正性を確保することを目的として定めるものである。

1 公表の対象

違反広告者が都道府県又は農林水産省の指導にも従わず、違反状態が改善されないときは、違反広告者及びその広告に係る診療施設を公表の対象とする。

2 公表する事項

1による公表を行う場合には、次に掲げる事項を公表する。ただし、公表する事項に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に定める不開示情報が含まれている場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて公表する。

- (1) 違反広告者の氏名並びに違反広告に係る診療施設の名称及び住所
- (2) 違反と判断する根拠となる事実
- (3) 指導の内容

3 公表の方法

都道府県又は農林水産省はプレスリリース及びホームページへ2の事項の掲載を行うほか、関係する都道府県又は農林水産省、獣医関係団体等へ公表した内容を周知する。また、公表期間は原則として掲載の日から起算して、3か月間とする。

獣医療に関する違反広告者に対する行政処分に関する指針

趣旨

獣医療に関する違反広告（獣医療法（平成4年法律第46号。以下「法」という。）第17条の規定に違反する広告をいう。以下「違反広告」という。）については、「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」に従い、各都道府県及び農林水産省により適切に監視指導されることになる。

しかし、違反広告を行う者が指導に応じず、なお当該違反広告を継続し、又は再度違反広告を行うような事案については、当該広告を行う獣医師は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条の規定に基づく獣医師免許の取消し又は業務の停止の行政処分の対象になり得る。

本指針は、このような行政処分を行う際の事務の適正性を確保することを目的として定めるものである。

1 行政処分を検討する対象者

違反広告を行う獣医師（以下「違反広告獣医師」という。）であって、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者について農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）は、獣医師法第8条の規定に基づく行政処分を検討する。

- （1）獣医療法第17条第1項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者
- （2）「獣医療に関する違反広告者の氏名等の公表に関する指針」（別添1。以下「公表指針」という。）に基づき氏名等を公表された後も、引き続き違反広告を継続している者
- （3）公表指針に基づき氏名等を公表されたことにより改善措置を講じたものの、再度、違反広告を行った者

2 対象者への措置

- （1）法第20条第2号の規定により、法第17条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとされている。すなわち、獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号及び法第17条第2項前段の広告をしても差し支えないものとして農林水産省令で定めるもの（同項後段に定める広告の方法その他

の事項についての必要な制限に反しないものに限る。)を除き、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項を広告した者には、罰則が適用され得るものである。

- (2) また、罰則が適用されることとなった場合には、獣医師法第8条第2項第3号の規定により、同法第5条第1項第3号の「罰金以上の刑に処せられた者」及び同項第4号の「獣医事に関する不正の行為があった者」に該当するものとして、同第8条の規定に基づく行政処分が講じられることとなる。

3 都道府県における手続き

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条の規定により、法第17条第1項の規定に違反した者について告発を行った都道府県は、当該告発に係る判決が下された場合又は不起訴となることが決まった場合は、その内容と共に当該事案を担当した検察庁名を速やかに畜水産安全管理課に連絡する。
- (2) 下記4（5）により畜水産安全管理課から通知を受けた都道府県は、当該通知に係る獣医師について、その処分が確実に実施されていることの確認を行う。

4 農林水産省における手続

- (1) 畜水産安全管理課は、獣医師法第8条の規定に基づき、違反広告獣医師について獣医事審議会の意見を聴いて、獣医師免許の取消し等の行政処分を行う。
- (2) 獣医事審議会の意見を聴くに当たっては、法第8条の規定に基づく行政処分の原因となる事実を確認するため、畜水産安全管理課は、3（1）により判決が下された旨の連絡を受けた場合には、連絡に係る当該事案を担当した検察庁から判決書の謄本を入手する。
- (3) 法第17条第1項の規定に違反するとして告発されたが不起訴となった場合又は裁判の結果罰金以上の刑に処せられなかった場合であっても、畜水産安全管理課は、関係する都道府県との綿密かつ継続した相互連絡により事実の把握及び確定に努め、違反広告であることが認められる場合には、獣医師法第8条の規定に基づき獣医事審議会において意見を聴き、同条の規定に基づき行政処分を行う。
- (4) 獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）第9条の規定に基づき、免許の取消し処分又は業務の停止の処分を受けた獣医師は獣医師免許証を農林水産大臣に返納又は提出しなければならないことから、畜水産安全管理課は、処分の内容（獣医師免許の取消し又は業務の停止となる期間の始期及び終期）、処分の理由及び根拠法令を文書により処分を受けた獣医師に通知する。併せて、農林水

産省のホームページに氏名、処分内容、事案の概要等を掲載しプレスリリースを行う。

- (5) 畜水産安全管理課は、関係都道府県に、違反広告獣医師に対する行政処分の内容等を通知する。

獣医療法第 17 条の違反が疑われる事案について（照会）

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課あて

都道府県及び担当課名：

担当者名及び連絡先：

広告（表示）の確認年月日

広告（表示）の確認の経緯

広告（表示）対象の診療施設 診療施設又は獣医師

住所：

連絡先：

開設者名：

管理者名：

その他：

広告（表示）を行う者

氏名：

住所：

連絡先：

広告（表示）の種類（媒体）

チラシ・ポスター・新聞広告・雑誌・ウェブサイト・その他（ ）

広告（表示）の主な内容

違反が疑われる事項

農林水産省に確認したい事項

※ 本内容を送付する場合は、①広告及びその内容の根拠に関する資料又は②表示されている画面（URL 含む）をスクリーンショット等で保存し、添付すること。

獣医療法第 17 条の違反事案について（報告）

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課あて

都道府県及び担当課名：

担当者名及び連絡先：

広告（表示）の確認年月日

広告（表示）の確認の経緯

広告（表示）対象の診療施設 診療施設名又は獣医師

住所：

連絡先：

開設者名：

管理者名：

その他：

広告（表示）を行う者

氏名：

住所：

連絡先：

広告（表示）の種類（媒体）

チラシ・ポスター・新聞広告・雑誌・ウェブサイト・その他（ ）

広告（表示）の主な内容

違反事項

広告（表示）を行う者への確認

確認年月日：

方法：立入検査・電話・その他（ ）

対応者（所属）：

広告（表示）を行う者への指導

指導年月日：

対応者（所属）：

指導内容：

指導結果（改善の有無等）：

当該事案関係者に関する過去の指導実績有の場合：指導年月日

※ 本内容を送付する場合は、①広告及びその内容の根拠に関する資料又は②表示されている画面（URL 含む）をスクリーンショット等で保存し、添付すること。

(参考) 獣医療に関する広告で可能な事項、不可能な事項一覧

項目	獣医師法	獣医療法・獣医療施行規則			
	施行年 S24 (法)	施行年 H4 (法)	改正年 H20 (法)	改正年 R6 (法)	備考
診療科名	○ (法)	○ (法)	○ (法)	○ (法)	・具体例はガイドラインに記載
学位、称号 (獣医師であること)	○ (法)	○ (法)	○ (法)	○ (法)	
獣医師の略歴 (勤務施設、期間)	×	×	×	○ (省令)	
獣医師の略歴 (学会等の会員)	×	×	○ (省令)	○ (省令)	
専門性資格 (専門医、認定医)	×	×	×	○ (省令)	・農林水産大臣の指定した者が認定したものに限り
診療内容	×	△※ ¹ (省令)	△※ ² (省令)	○ (省令)	・※ ¹ 体内受精卵の採取 ・※ ² 避妊去勢手術、フィ
予防注射	×	×	○ (省令)	○ (省令)	ラリア症予防 ・「問合せ先」等の全てを併記することの義務化
健康診断	×	×	○ (省令)	○ (省令)	・狂犬病予防注射、マイクロチップ装着時に必要な事項の併記を義務化
費用	×	×	×	○ (省令)	
愛玩動物 看護師の勤務	×	×	×	○ (省令)	
技能、療法又は経歴 に関わらない事項	-	-	-	-	・広告可能として整理
虚偽・比較優良・誇大など	H20(省令): 比較優良・誇大内容 R6(省令): 獣医療サービスの正確かつ適切な情報提供				
広告媒体	H20(ガイドライン): 広告の定義を規定 R6(ガイドライン): 診療施設等ウェブサイトについて、一定の管理				